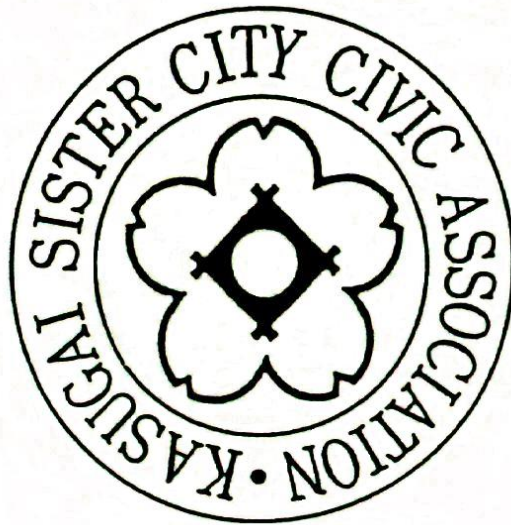


令和6年度
春日井市姉妹都市市民の会
総 会



春日井市姉妹都市市民の会

議 案 目 次

第1号議案	令和5年度事業報告について	1
第2号議案	令和5年度決算について	4
第3号議案	令和6年度事業計画(案)について	9
第4号議案	令和6年度予算(案)について	10

第1号議案 令和5年度事業報告について

【会議】

会議名	内容
1 総会	<p>令和4年度事業報告及び決算の承認並びに令和5年度事業計画及び予算の決定等を審議するため総会を開催 日時：令和5年6月4日（日）午後3時 会場：グリーンパレス春日井 会議室101</p> <ul style="list-style-type: none">・ 総会議案<ul style="list-style-type: none">令和4年度事業報告について令和4年度決算について会長の選任について令和5年度事業計画(案)について令和5年度予算(案)について・ 姉妹都市交流活動報告 (在ケローナ) ケローナ春日井姉妹都市協会会員
2 役員会	<p>総会に付議すべき事項及び事業運営に関することを審議するため役員会を開催</p> <p>【第1回】 日時：令和5年4月20日（木）午後6時 会場：市民活動支援センター 第1集会室 議題：総会の議案と同じ</p> <p>【第2回】 日時：令和5年9月13日（水）午後6時 会場：市民活動支援センター 第6集会室 議題：新役員について</p> <ul style="list-style-type: none">令和5年度事業の中間報告について令和5年度事業収支の中間報告について姉妹都市提携40周年事業について

【事業】

事業名	内容
1 市民活動展示会への出展	<p>ささえ愛センター市民交流会議が実施する市民活動展示会に、姉妹都市交流をPRするパネルを出展 名称：見よう！聞こう！市民活動 場所及び日程 (1) 市役所1階 市民ホール 令和5年6月10日（土）～16日（金） (2) 東部市民センター 令和5年11月9日（木）～16日（木）</p>
2 ケローナ訪問事業	<p>姉妹都市間の市民交流と親善を目的として、ケローナへの訪問を実施 日程：令和5年7月12日（水）～18日（火） 訪問者：21名</p>
3 ケローナ青年大使歓迎事業	<p>春日井まつり開催期間に合わせて来訪するケローナ青年大使を迎え入れ、歓迎事業を実施 日程：令和5年10月17日（火）～23日（月）</p>
4 春日井まつり参加	<p>春日井まつりで、春日井市姉妹都市市民の会のコーナーを出展し、姉妹都市交流のPRを実施 日程：令和5年10月21日（土）及び22日（日） 場所：市民活動支援センター</p>
5 姉妹都市交流写真の展示	<p>青年大使との交流をテーマとした写真を、市役所等で展示 西部ふれあいセンター：令和5年12月22日（金）～27日（水） 国際交流ルーム：令和6年1月5日（金）～11日（木） 東部市民センター：令和6年1月17日（水）～23日（火） 市役所市民ホール：令和6年1月26日（金）～2月1日（木）</p>
6 ケローナ通りの清掃	<p>春日井さくらライオンズクラブが主体となり、ケローナ通りの清掃活動を行い、姉妹都市のPRを実施 (1) 日時：令和5年6月4日（日） 参加者：25名 (2) 日時：令和5年10月1日（日） 参加者：50名</p>
7 姉妹都市提携40周年事業の推進	<p>ケローナ市との姉妹都市提携40周年（2021（令和3）年2月5日）記念事業を実施 主催事業：中高生ケローナ訪問事業 参加者：6名 日程：令和6年3月25日（月）～31日（日） 目的：ケローナ市に中高生を派遣し、ホームステイや異文化交流を経験してもらい、国際理解を深め、姉妹都市交流の促進を図る。</p>

事業名	内容
8 春日井市国際交流ネットワーク事業への参加	市民の会が所属する国際交流団体「春日井市国際交流ネットワーク」の事業に参加し、姉妹都市交流のPRを実施

【その他】

事業名	内容
1 姉妹都市への旅行に対する助成	友好親善を図る目的等で姉妹都市ケローナへ旅行した会員に、旅行費用の一部を助成 助成金額：5,000円／名 助成人数：15名
2 姉妹都市ニュースの発行及び情報発信	会員を対象に機関紙（姉妹都市ニュース）を3回発行するとともに、ホームページを随時更新し、広く情報を提供 提供月：第93号 令和5年9月 第94号 令和5年12月 第95号 令和6年2月
3 （在ケローナ）ケローナ春日井姉妹都市協会開催事業の支援	姉妹都市である春日井市や日本の伝統文化等を紹介するため、（在ケローナ）ケローナ春日井姉妹都市協会への交流事業の支援 支援人数：1名
4 姉妹都市訪問等交流に対する支援	会員のために、（在ケローナ）ケローナ春日井姉妹都市協会等と連絡をとり、ケローナ滞在中の訪問先の紹介やホームステイの斡旋等について支援 支援人数：1名
5 ケローナ山火事義援金の受付	オカナガン湖周辺で発生した大規模な山火事による被害からの復興のため、災害義援金を受付 受付期間：令和5年9月1日（金）～12月29日（金） 義援金：1,717,936円

第2号議案 令和5年度決算について

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額			執行額 (収入済額)	備 考
	当初予算額	補正予算額及 び流用増減	計		
1 会 費	675,000	0	675,000	636,500	個人会費 (113人) 昨年度末比 (-1) 113,000 学生会費 (7人) 昨年度末比 (+5) 3,500 家族会費 (12家族) 昨年度末比 (+1) 24,000 法人会費 (16法人) 昨年度末比 (-2) 320,000 団体会費 (6団体) 昨年度末比 (±0) 36,000 特別団体会費 (7団体) 昨年度末比 (±0) 140,000
2 受託収入	423,000	0	423,000	423,220	市受託金(姉妹都市交流事業)
3 繰入金	1,780,000	0	1,780,000	1,230,000	姉妹都市交流基金繰入金
4 事業収入	630,000	0	630,000	378,308	ケロ一ナ青年大使・訪問団歓迎会参加費
5 寄附金	1,000	0	1,000	1,000	
6 繰越金	979,000	0	979,000	979,900	
7 雑入	1,000	0	1,000	288	預金利子等
合 計	4,489,000	0	4,489,000	3,649,216	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額			執行額 (支出済額)	備 考
	当初予算額	補正予算額及 び流用増減	計		
1 会 議 費	22,000	0	22,000	9,900	役員会、総会事務費 9,900
2 事 業 費	4,265,000	0	4,265,000	2,546,547	ケローナ訪問事業 188,824 ケローナ青年大使等歓迎事業 831,684 春日井まつり参加 5,833 ケローナ通り清掃 11,169 姉妹都市提携40周年事業（中高生ケ ローナ訪問事業） 1,433,497 姉妹都市への旅行に対する助成 75,540
3 事 務 費	202,000	0	202,000	104,569	消耗品費 22,818 印刷製本費 23,250 通信運搬費 45,671 負担金 11,000 保険料、手数料 1,830
合 計	4,489,000	0	4,489,000	2,661,016	

収 入 3,649,216 円

支 出 2,661,016 円

収支差引 988,200 円

姉妹都市交流基金に関する調書

基金の保管方法

定額貯金及び定期預金

令和5年度期首現在高	4,903,000円
令和5年度中繰入金	0円
令和5年度中繰出金	1,230,000円
令和5年度期末現在高	3,673,000円

春日井市姉妹都市市民の会

決算監査報告書

春日井市姉妹都市市民の会の令和5年度決算について審査を行ったところ、正確であり、かつ経理事務の処理は適正であると認められましたので、ここに報告します。

令和6年5月10日

春日井市姉妹都市市民の会

監 事

村瀬 太一

令和6年5月15日

春日井市姉妹都市市民の会

監 事

高原 裕子

第3号議案 令和6年度事業計画（案）について

区 分	内 容
1 総会・役員会	<p>【総会】</p> <p>日 時：令和6年5月26日（日）午前10時30分 会 場：グリーンパレス春日井 会議室101 議 事：令和5年度事業報告について 令和5年度決算について 令和6年度事業計画(案)について 令和6年度予算(案)について</p> <p>・姉妹都市交流活動報告 中高生ケローナ訪問事業</p> <p>【役員会】</p> <p>・第1回 日時：令和6年5月26日（日）午前10時 会場：グリーンパレス春日井 会議室301</p> <p>・第2回 日時：令和6年9月頃（予定） 会場：未定</p>
2 交流事業	<p>ケローナからの来訪者を迎えることやケローナへの訪問を支援することにより、姉妹都市間の市民交流を図る。</p> <p>(1) ケローナ青年大使歓迎 日 時：令和6年10月18日（金）～24日（木）（予定） 来訪者：マヘック・トゥーラ氏</p> <p>(2) 姉妹都市訪問等交流に対する支援 会員がケローナを訪問する場合や、ケローナ春日井姉妹都市協会の会員が春日井市を訪れる場合に、滞在中の訪問先の紹介やホームステイの受入等について支援する。</p>
3 助成事業	<p>友好親善を図る目的等でケローナへ旅行した会員に、その費用の一部を助成する。</p> <p>助成額：5,000円／人</p>
4 広報・情報発信事業	<p>様々な機会を捉えて、姉妹都市交流のPRと情報発信を実施する。</p> <p>(1) ケローナ通りの清掃 春期 令和6年6月2日（日） 秋期 令和6年10月頃</p> <p>(2) 姉妹都市ニュースの発行及び情報発信 発行回数：2～3回</p> <p>(3) 市民の会会員募集チラシのリニューアル</p> <p>(4) 春日井市国際交流ネットワーク事業への参加</p>

第4号議案 令和6年度予算（案）について

(収入の部)

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	備 考
1 会 費	635	675	△ 40	個人会費 (1,000円) 112人 112 学生会費 (500円) 7人 3 家族会費 (2,000円) 12家族 24 法人会費 (20,000円) 16法人 320 団体会費 (6,000円) 6団体 36 特別団体会費 (20,000円) 7団体 140
2 受託収入	397	423	△ 26	市受託金(姉妹都市交流事業) 397
3 繰入金	0	1,780	△ 1,780	姉妹都市交流基金繰入金 0
4 事業収入	410	630	△ 220	ケローナ青年大使歓迎会参加費 410
5 寄附金	1	1	0	1
6 繰越金	988	979	9	988
7 雑入	1	1	0	預金利子等 1
合 計	2,432	4,489	△ 2,057	

(支出の部)

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	備 考
1 会 議 費	18	22	△ 4	役員会、総会事務費 18
2 事 業 費	1,349	4,265	△ 2,916	交流事業 1,239 【コロナ青年大使歓迎事業】 1,204 【コロナ春日井姉妹都市協会開催 事業の支援】 35 助成事業 50 広報・情報発信事業 60 【コロナ通りの清掃】 27 【姉妹都市ニュースの発行及び情報発 信】 25 【市民の会会員募集チラシリニューア ル】 8
3 事 務 費	122	202	△ 80	消耗品費 46 印刷製本費 14 通信運搬費 47 負担金 11 保険料、手数料 4
4 予 備 費	943	0	943	
合 計	2,432	4,489	△ 2,057	

令和6年度姉妹都市交流基金（見込額）

基金の保管方法

定額貯金及び定期預金

令和6年度期首現在高	3,673,000円
令和6年度中繰入金	0円
令和6年度中繰出金	0円
令和6年度期末現在高	3,673,000円

参 考 資 料

- 1 春日井市姉妹都市市民の会規約
- 2 姉妹都市への旅行に対する春日井市姉妹都市市民の会の助成に関する要綱
- 3 春日井市姉妹都市市民の会姉妹都市交流基金規程

春日井市姉妹都市市民の会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、春日井市姉妹都市市民の会（以下「市民の会」という。）という。

(目的)

第2条 市民の会は、春日井市と姉妹都市とが、互いの理解と友情のもとに相互の交流の促進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 市民の会は、前条に掲げる目的に賛同する会員をもって組織する。

2 会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員（次号に該当するものを除く。）
- (2) 学生会員（高校生以下）
- (3) 家族会員（代表者及びその同一世帯の家族）
- (4) 法人会員
- (5) 団体会員（各種団体及びその他のグループ（前号に該当するものを除く。））
- (6) 特別団体会員

3 前項(6)に規定する特別団体会員は、別表に定めるところによる。

(活動)

第4条 市民の会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 姉妹都市間の交流促進
- (2) 姉妹都市に関する情報及び資料の収集・開示
- (3) 会員相互の交流及び情報交換の機会の提供
- (4) その他市民の会の目的達成に必要な事業

第2章 役員等

(役員)

第5条 市民の会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 理事若干名

(4) 監事2名

(役員職務)

第6条 会長は、市民の会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、会長からの招集に応じ、役員会で第12条第2項に定める事項について審議する。

4 監事は、会計を監査する。

(役員選出)

第7条 会長は、会員の互選によって選出し、他の役員は会長が指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問、相談役及び参与)

第9条 市民の会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、会議において意見を述べることができる。

第3章 機関

(会議)

第10条 市民の会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、年1回開催の定期総会及び必要に応じて開催する臨時総会とする。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の変更に関する事項

(2) 毎会計年度の事業計画及び予算の決定

(3) 毎会計年度の事業報告及び決算の承認

(4) 前3号に定めるもののほか、役員会において総会に付議することを必要と認めた事項

4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

5 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところ

ろによる。

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 会長が特に必要と認める事項

3 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

4 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第13条 市民の会の事務を処理するため事務局を春日井市企画経営部企画政策課に置く。

2 事務局を本会の所在地とし、次のとおりとする。

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

第4章 財務

(経費)

第14条 市民の会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第15条 会員は、次の額を年会費として市民の会に納入する。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 個人会員 | 1,000円 |
| (2) 学生会員 (小学生を除く) | 500円 |
| (3) 家族会員 | 2,000円 |
| (4) 法人会員 | 20,000円 |
| (5) 団体会員 | 6,000円 |
| (6) 特別団体会員 | 20,000円 |

2 会員は、当該年度における年会費を支払わなかった場合、退会したものとみなす。

(会計年度)

第16条 市民の会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(監査)

第17条 毎年度の決算は、監事の監査を受けた後において、総会の承認を受けなければならない。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和56年6月25日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 本会の最初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、昭和58年3月31日までとする。

(最初の会計年度)

3 昭和56年度における会計年度の始期は、第16条の規定にかかわらず、本会設置の日とする。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

特別団体会員	
1	春日井ロータリークラブ
2	春日井ライオンズクラブ
3	春日井中央ライオンズクラブ
4	春日井けやきライオンズクラブ
5	春日井さくらライオンズクラブ
6	春日井青年会議所
7	春日井商工会議所

姉妹都市への旅行に対する春日井市姉妹都市市民の会の助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、姉妹都市間の交流を促進するため、春日井市姉妹都市市民の会（以下「市民の会」という。）の会員（以下「会員」という。）が姉妹都市へ旅行する際に、その費用の一部を予算の範囲内において助成することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体及びその外郭団体が企画・運営する姉妹都市への旅行については、この限りでない。

(助成の対象)

第2条 市民の会が行う助成は、個人会員及び学生会員1人につき5,000円を限度とする。

2 家族会員 旅行に参加する家族の人数に5,000円を乗じた額とし、その上限は20,000円とする。

3 法人会員 旅行に参加する構成員の人数に5,000円を乗じた額とし、その上限は100,000円とする。

4 団体会員 旅行に参加する構成員の人数に5,000円を乗じた額とし、その上限は30,000円とする。

(申請)

第3条 助成を受けようとする会員は、旅行の帰国の日から起算して60日以内に、実施報告書及びその事実を明らかにするものを添付して市民の会に申請しなければならない。

(助成の決定)

第4条 市民の会は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、助成決定通知書により同条の申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による可否は、次に掲げる事項を統合的に勘案して決定する。

(1) 姉妹都市との友好親善を図るためのものであること。

(2) その他市民の会が適当であると認めるものであること。

(助成金の交付)

第5条 市民の会は、助成決定の通知をした日から30日以内に助成金を交付しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市民の会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

春日井市姉妹都市市民の会姉妹都市交流基金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日井市姉妹都市市民の会姉妹都市交流基金(以下「基金」という)の設置、管理及び処分について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 春日井市姉妹都市市民の会(以下「本会」という)は、姉妹都市交流活動を推進するため基金を設置する。

(積立)

第3条 基金に積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して整理する。

(処分)

第6条 この基金は、第2条に定める設置の目的のために実施する事業の財源に充てるときに限り処分することができる。

(基金管理簿)

第7条 会長は、基金管理簿を備え、常にその管理の状況を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の管理及び処分について必要事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和57年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

